



2021年4月28日

各位

会社名：フロイント産業株式会社  
 代表者名：代表取締役社長 伏島 巖  
 (JASDAQ コード番号：6312)  
 問合わせ先：取締役経営企画本部長 若井 正雄  
 電話：(03) 6890-0750 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年5月28日開催予定の第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第五章 監査役および監査役会 (選任方法) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  (新設)	第五章 監査役および監査役会 (選任方法) 第33条 (現行どおり)  <u>(補欠監査役)</u> <u>第33条の2</u> <u>会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、前条第2項の規定を準用する。</u> <u>3 第1項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後の4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

3. 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 2021年5月28日 (予定)
- ② 定款変更の効力発生日 2021年5月28日 (予定)

以上